

保護を要する子どもの理解

(養護原理)

基礎研修

要保護児童とは

- さまざまな事情により、生んでくれた親のもとで生活することができない児童
- 養護問題の発生理由
親の死亡、行方不明、遺棄、疾病、
養育拒否、虐待 など

要保護児童の特徴

- 0歳から18歳未満
- 里親家庭に来た年齢、それまでの経験により
里親・児童が直面する問題は大きく異なる
- 安定した関わりを持つことが大事だが、必ずしも
容易なことではない
- 子どもの思い(納得・不安・期待など)
- 子どもの分離体験・喪失体験
…親、家族、大事な持ち物、友人、環境
…途切れた自分史・自分(自我)

児童虐待とは

- 児童虐待の防止等に関する法律 第2条
- 保護者が子どもの心身を傷つけたり、人格を
辱めるような言動をおこなうことをいう
- 虐待の4分類
①身体的虐待②性的虐待③ネグレクト
④心理的虐待

①身体的虐待

「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行をくわえること」

…殴る、蹴る、首を絞めるなどの生命への
危険や、外傷をもたらすような暴行

②性的虐待

「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること」

…子どもと性行為をしたり、
ポルノ写真のモデルにしたり、
子どもに性器や性交を見せるなどの行為

③ネグレクト

「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前号二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。」

…食事を与えない、不潔な環境で生活する、病気になっても医療機関へ連れていかない、子どもの安全への配慮を怠るなどの養育の怠慢、放置などの状態

④心理的虐待

「児童における著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」

…「お前なんかいらぬ」など、心が傷つくようなことを言ったり、兄弟姉妹間での著しい差別的な態度や、子どもの目の前で配偶者等に対する暴力をおこなう(DV)などの行為

「しつけ」と「虐待」について

しつけ:子どもに社会性を身につけさせるための行為をいう

虐待 :子どもの心身に悪影響が生じることは、目的がしつけのためであっても虐待になる

「しつけ」と「体罰」について

- ・体罰＝虐待
 - ・体罰は子どもにとって有害である
- 体罰を加えると、その時はいうことを聞く場合もあるが、長期的には
- ①乱暴になるなど攻撃性が強くなる
 - ②犯罪など反社会的行動にはいる
 - ③うつ病や自傷行為など精神疾患を発症する
場合がある

しつけに、体罰(＝虐待)を用いてはいけぬ

児童虐待の実態

- ・児童虐待相談件数(全国)
- 平成11年(児童虐待防止法施行前)
- …11,631件
- 平成26年度(速報値)
- …88,931件
- ・死亡
 - …毎年50人～100人が死亡
 - 0歳0ヶ月0日の死亡が多い(全体の17.2%)

虐待を受けた児童の増加

- ・児童養護施設に入所している子どものうち
- …半数以上が虐待を受けている
- …23.4%が障害あり
- ・措置(委託)理由(里親、H23)
- …父母の死亡 18.2%
- 父母の養育拒否 13.8%
- 父母の虐待 13.0%

虐待により児童が受ける影響

- 永続的な身体的障害
 - …頭蓋内出血、低身長など
- 心理的な問題
 - …言語や知能など心理的発達の遅れ
 - 思春期の不適応行動

虐待により児童が受ける影響②

- 親になったときに「親としての行動」が取れないことがある
 - …親との関係は人間関係の出発点
 - 他者への不信感、しつけの方法
- 虐待を受けた児童の特徴
 - 攻撃的・挑発的な言動、感情の調整がうまくできない、注意の集中が続かない、生活習慣が身につかない

子どもを迎え入れると

- 里親の気持ちや子どもとの関わり方が変わる
- 一般的な傾向として
 - …数日間はお互いに緊張している
 - …安心を得ると、更なる安心を得るために、わざと里親の顔をみながらいたずらするなど、里親が対応に迷ったり困ったりするような行動が起こる
 - …このような時期を経て、または形を変えて繰り返しながら、関係を構築していく

子どもとの生活

- 愛情と共に、虐待を受けた子どもの心理や行動を理解することが大切
 - 安定した関係になるまで何年もかかることも
 - 不安定な子どもと一緒にいると、こちらも不安定になってしまうことがある
- 決して抱え込まず、児童相談所に相談を

おわりに

- 子どもは、1人1人違います。その子のことを理解し、その子に合った関わりが必要です。
- 里親家庭に委託する子ども達は自己評価が低く、「どうせ自分はダメなんだ」と思いがちです。笑顔向け、たくさんほめて育ててください。

里親制度の基礎 I (里親養育論)

～子どもたちのための里親制度～

基礎研修

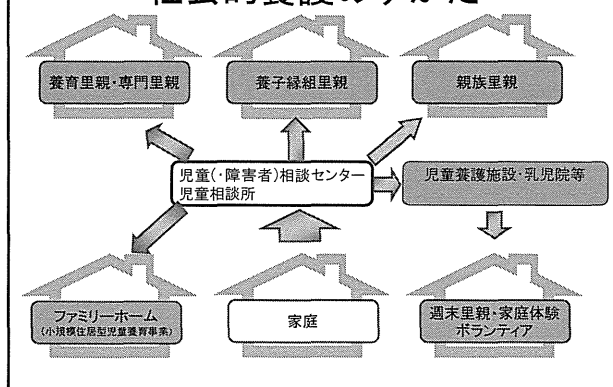
児童相談所について

- 都道府県・政令指定都市に設置
- 業務の流れ
①相談受付②受理会議③調査④診断
⑤判定(総合診断)⑥援助方針の決定
⑦指導・支援をおこなう
- 必要な時に一時保護を行う
- 児童養護施設や里親などに委託(措置)を行う。
…児童福祉法第27条第1項第3号の規定

社会的養護

- 社会的養護の基本理念
保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援をおこなうことである

社会的養護のすがた



施設養護と家庭養護

区分	種類	対象児童等
施設養護	乳児院	乳児
	児童養護施設	保護者のない児童、虐待されている児童 その他環境上養護を要する児童
	情緒障害児短期治療施設	軽度の情緒障害を有する児童
	児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童 家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童
	母子生活支援施設	配偶者のない女子及びその者の監護すべき児童
家庭養護	自立援助ホーム	義務教育を終了し社会的自立ができていない児童
	里親	児童(1名～4名)
	ファミリーホーム	児童(5名～6名)

里親制度とは

- 子どもの福祉を目的とした、児童福祉法に基づく公的な児童保護制度(児童福祉法第6条の4)
- さまざまな事情により、生みの親のもとで生活することが出来ない「要保護児童」を家庭へ迎え入れる
- 児童相談所が里親に対し子どもを委託。里親に委託される期間は数日間という短期間の場合から、数年～10数年と長期に及ぶこともある

里親制度とは②

- 里親は社会的養護の担い手である
- 里親制度は子どもの福祉を目的としている
- 家庭に代わって安全安心な環境を子どもに与えることで、守られているという思い、愛されているという思いを体験してもらうこと

里親の種類について(資料参照)

- 養育里親
- 専門里親
- 養子縁組里親
- 親族里親

里親制度と養子制度

- どちらも実子でない子どもを家庭へ迎え入れて養育するが、根拠となる法律は別なもの
- 里親制度(児童福祉法)
 - …ある期間養育
 - 可能な場合には実家庭へ帰る
- 養子制度(民法)
 - …家庭裁判所の判断により法律上の親子となるもの

特別養子縁組と普通養子縁組 (資料参照)

養子制度

<特別養子縁組>

児童の福祉のために作られた制度
6歳になる前日までに同居を始める必要がある
実親との法的な関係が完全に消滅する

<普通養子縁組>

法的な親子関係は成立するが、実親との関係は消滅しない

最後に

- 里親は、社会的養護の担い手であり、様々な事情をもった子どもたちを家庭的な環境の中で、養育するものです。
- 里親制度は、子どものための制度です。

参考(認定前研修までに読んで、当日持参してください)

- 里親が行う養育に関する最低基準(資料)
- 里親及びファミリーホーム養育指針(資料)

地域における子育て支援サービス ・関係機関との連携

(児童福祉論・里親養育援助技術①)

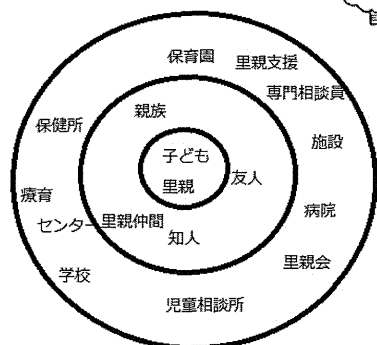
基礎研修

里親養育(子育て)とは



- 里親が中心となり里親家庭で養育を担っていく
 - 夫婦・親族との安定した関係が大切
 - 知人・友人など里親をサポートしてくれる存在も大切
 - 関係機関(養育チームのメンバー)を活用することも大切

子育て支援の輪



市町村の社会資源

- 社会資源とは？
利用できる制度、人材、機関のこと
- 子育て支援の窓口
市区町村の子育て支援窓口
地域の子育て支援センター
保健所・保健センター
民生委員・児童委員・主任児童委員

子育てに関する制度・サービス①

- 児童手当制度
委託されるときに申請し、里親名義の通帳に振り込まれますが、子ども名義の通帳を作り、そこに入金してください(原則使わない)
- こんには赤ちゃん事業
生後4か月までの赤ちゃんの家庭訪問
- 乳幼児健康診査
3～4か月、1歳半、3歳児健診(市区町村により健診年齢が異なることも)
- 定期予防接種・任意予防接種
- 子育て教室

子育てに関する制度・サービス②

- 幼稚園、認定こども園、保育園
子どもが集団生活を経験する手段でもあるが、その前にまず里親と子どもとの関係を築くことが第一と考えています。入園を考えたら児童相談所に相談を。
- 学童保育
小学生が下校後に過ごす場所ですが、親子関係が安定してから利用を考えてください。
- トワイライトスクール

子育てに関する制度・サービス③

- 地域子育て支援拠点事業
子育て支援センターでの相談、交流の場の提供
 - ファミリー・サポート・センター事業
子育ての援助を受けたい人と援助のできる人とのネットワーク
 - 保健師等の訪問
- その他、お住まいの市町村の相談窓口をご確認ください。

園や学校との連携(1)

- 担当の教職員や保育士に対し、里親制度や委託されている子どもについて理解してもらう(パンフレットなどを活用)
- どのように説明するかは児童相談所と協議
- 場合によっては児童福祉司が同行し説明

園や学校との連携(2)

- 子どもの生い立ちの概要
- 健康状態・発達状態
- 気になる行動
- 配慮して欲しいこと
- 学校や園での名前の呼び方
- 実親や親族との交流について
(行事に誰が参加するか等)



など

発達への支援

- 子どもの発達や障害のことで悩んだら、まずは児童相談所にご相談ください

市町村:

親子グループ、療育グループ

発達障害者支援センター:

あいち発達障害者支援センター、りんくす名古屋医療機関等:

児童精神科、(地域)療育センター(名古屋・豊田・豊橋)

児童福祉サービス:

放課後等デイサービス

・障害児通園施設の利用(就学前)

子どもの障害により、知的障害児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設において専門的な療育・訓練を受けることが必要な場合は、通所指導の訓練を受けることが可能。(費用徴収は免除)

・放課後等デイサービス(就学後)

放課後や長期休暇において、利用できる福祉サービス。利用にあたっては療育手帳・愛護手帳または医師の診断書が必要。児相への相談が必要。(費用徴収は免除)

医療機関

- 里親として子どもを養育していることを伝える
- 「受診券」を持参する(あれば母子手帳や保険証を持参)
- 受診券によって医療費の自己負担分が公費負担となる。医療機関側がわからない場合は、児相に連絡してもらう
- 受付などでの名前の呼び方について相談する
- 実親・子どもの既往歴が不明なことがある
- 医療行為について実親の同意が必要

急病診療

・急病の場合

医療機関にかかる前に電話相談

毎日19:00～翌朝8:00

#8000番 または 052-962-9900

・休日急病診療所

各市町の在宅番医または休日夜間診療所

→あいち救急医療ガイドを検索

かかりつけ医をもちましょう!



里親への支援

レスパイトケア

・委託児童を養育している里親家庭が一時的な休息のための援助を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親が委託している子どもの養育を行う。

・委託されている子どもの担当児童相談所に事前に申し込みを行う

ヘルパーの利用(名古屋市を除く)

・里親の都合で委託されている子どもの世話ができないとき、外出などで手が足りないときなど、児童相談所に登録しているヘルパーが利用できる(1回6時間以内)

・里親の担当児童相談所に事前に申し込みを行う

里親への支援

里親サロン(愛知県)・子育て広場(名古屋市)

- ・里親や里親希望者が児童相談所等に集い、気楽に養育上の悩みなどを話し合える場を定期的に提供している。経験豊富な里親やコーディネーターが援助を行う。月に2回程度実施(新城設楽児相を除く)。
- ・県では地区のサロンとは別に「養育里親サロン」を開催。
- ・名古屋市では、サロンを月1回実施。それとは別に里親支援専門相談員主催の「さくらサロン」や、里親会が主催する集まりがある。

里親への支援

里親会

里親制度の普及や里親同士の親睦を目的とした、里親を会員とする組織。交流事業や研修等を実施

愛知県:

県内に6つの地区里親会があり、各地区の里親会が集まり、愛知県里親会連合会としても活動

名古屋市:

名古屋市親和会という里親会が活動

里親支援専門相談員



- ①関連行事などに参加しサポート
- ②里親からの相談を受ける(電話、家庭訪問、来所面談等)
- ③里親と乳児院、児童養護施設とのパートナーシップの促進

児童福祉施設等



子どもが施設から措置変更された場合

- ・子どもの食事、好きな遊び、発達状況、体質、ぐずった時のあやすコツなどを聞く
- ・施設入所中の実親との交流について聞く
- ・アフターフォローの機能があるため、里親委託となった後も相談したり、顔を見せに行ったりすることができる

関係するその他の制度

- ①措置費
学校・幼稚園の費用は、里親から実費で支払い、その領収書をもって返還される
 - ・眼鏡等の装具や、中学生の部活動代なども同様
 - ・年齢や条件に応じて塾や家庭教師の利用も可能
- ②奨学金
在籍校や進学先の他、児相や里親会等でも情報を得る
- ③パスポート
本来は親権者による署名が必要
親権者の状況によっては里親署名で申請が可能

最後に

里親にもできることと、できないことがあります。

子どもの成長を支えるために、ご夫婦でよく話し合い、関係機関を積極的に活用しましょう。

どんなことでも抱え込まず、まずは相談してください。

里親制度の基礎Ⅱ
子どもの権利擁護と虐待防止

(里親養育論②・里親養育援助技術②)

認定前研修

里親及びファミリーホーム養育指針

平成24年3月29日 厚生労働省

第Ⅰ部 総論

- 1 目的
- 2 社会的養護の基本理念と原理
- 3 里親・ファミリーホームの役割と理念
- 4 対象児童
- 5 家庭養護のあり方の基本
- 6 里親等の支援

第Ⅱ部 各論

- 1 養育・支援
- 2 自立支援計画と記録
- 3 権利擁護
- 4 関係機関・地域との連携
- 5 養育技術の向上等

第Ⅰ部 総論

1 目的(p1)

- ・養育の理念や方法を社会に開示し、質の確保と向上に資する
- ・子どもたちに、よりよく生きることを保証する

2 社会的養護の基本理念と原理

(1)社会的養護の基本理念(p1)

- 「子どもの最善の利益のために」
- 「すべての子どもを社会全体で育む」

『児童福祉法』

『児童憲章』

『児童の権利に関する条約』に基づいている

2 社会的養護の基本理念と原理(続き)

(2)社会的養護の原理(p2)

- ①家庭的養護と個別化
- ②発達の保障と自立支援
- ③回復を目指した支援
- ④家族との連携・協働
- ⑤継続的支援と連携アプローチ
- ⑥ライフサイクルを見通した支援

3 里親・ファミリーホームの役割と理念(p4)

「家庭養護」である

委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立し、豊かな人間性と社会性を養い、自立できるように行わなければならない

4 対象児童(p5)

新生児から年齢の高い子どもまで、すべての子どもが対象児童

5 家庭養護のあり方の基本(p6)

社会的養護における「家庭養護」は5つの要件を満たしていなければならない

6 里親等の支援(p11)

子どものために里親一人で抱えるのではなく、関係機関との連携・協働が不可欠である

第Ⅱ部 各論

1 養育・支援(p12)

- ・「中途からの養育」であることに配慮
- ・里親養育は実親がいる子どもであっても里親養育の対象となる(障害や病気のある子、国籍が違つ子、実親が措置に同意しない子など全ての子どもにとって家庭が必要)
- ・子どもにとって実親は大切な存在であるため、子どもの前で実親を悪く言わない
- ・特に養育里親の場合は、実親との関係は切り離せない(呼称についても慎重に考える)
- ・実親が生きてきた過程・環境があり、実親の生活を「立て直す」のは容易なことではない

2 自立支援計画と記録(p18)

- ・委託時に児童相談所が作成し、里親に渡す
- ・児童の意向、実親等の意向、里親の意向を記載
- ・里親と児童相談所で情報を共有し、子どもと保護者の支援計画について随時見直しをおこなう
- ・養育記録を作成し、養育を振り返る
- ・報告について、里親は委託児童に関し、「現況報告書」を児童相談所へ提出する
- ・委託児童について、事故・怪我・家出などがあれば速やかに児童相談所へ報告する
→判断に迷った場合は相談を

3 権利擁護(p19)

子どもを権利の主体として尊重する
子どもが主体的に選択し、自己決定し、自主的な問題解決能力を身につけるよう支援

→国連「児童の権利に関する条約」
(子どもの権利条約)

1989年国連総会で採択 1994年日本が批准
子どもを権利行使の主体と認めた

『子どもの権利条約』より引用

(第7条) できる限り父母を知り、父母によって養育される権利。

(第9条) 子どもはその最善の利益に必要であると判断される場合を除いて、その父母の意思に反してその父母から分離されない。

最善の利益に反する場合を除いて、分離されている子どもが定期的に父母との関係を維持する権利が尊重される。

(第12条) 子どもは、自分に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利が認められる。

子どもの意見は、年齢、成熟度にしたがって相応に考慮される。

(第20条) 一時的もしくは恒久的にその家庭環境を奪われた子ども、また子どもの最善の利益を考慮するとその家庭環境にとどまることが適当だと認められない子どもは、国が与える特別の保護および援助を受ける権利を有する。そのためには、国は代替的な監護を確保する。

その監護には、里親委託、養子縁組、または必要な場合には適当な施設への収容がある。解決策の検討にあたっては、子どもの養育において継続性が望ましいことに十分な考慮をすること。

3 権利擁護(続き)

- 具体的には心身の発育・発達の保障と、体罰など権利侵害の防止
- 子どもは家庭で育つのが自然であり、できるだけ家庭に近い環境(比較的小集団で、豊かな人間関係や豊かな生活経験を得られる環境)が望ましい
- 子どもを尊重し、生活の中で自分が大切にされている実感を持てるように関わる

守秘義務(p20)

- 子どもを守るためどこまで開示するかは確認知り得た情報は、非公開で保持する
- 守秘義務について、迷う場合は確認する
- 保育園や幼稚園、学校などのクラス通信で、写真を載せてはいけない子もいる
- Facebook、LINE、TwitterなどSNSに子どもの情報や写真を載せない

被措置児童等虐待対応(p20)

- 被措置児童とは、里親のもとにいる子ども、施設に入所している子ども、ファミリーホームに委託された子どもなどをいう
- 施設職員や里親による虐待の防止の徹底を目指す
- 里親宅での虐待は実際にある

被措置児童等虐待対応(続き)

- 里親や施設職員でも、子どもにいらだったり腹が立つことはある
- しかし子どもを殴ったり、脅かしたりしてはいけない。罰として食事を抜いたり、長時間正座させたりすることもいけない
- 里親による虐待が疑われた場合、調査や一時保護、登録の取り消しなどがおこなわれる
- オープンな養育をする
- 自身を支えてくれる人・機関を確保する

里親が行う養育に関する最低基準

- 平成14年の里親制度改正で導入
- 以前からその必要性は指摘されていた
- 児童福祉法第45条の2にも、「最低基準」を定めること、および里親は「最低基準」を遵守しなければならないことが述べられている
- 里親はこの「最低基準」にしたがって子どもの養育を行わなくてはならない
- 乳児院や児童養護施設等にも「児童福祉施設最低基準」がある

最低基準の意義

- 最低基準は、
里親養育が里親個人の考えで行われるものではなく、関係機関との連携の中で営む「社会的な養育」であることを示している
- そのため、
自立支援計画に従うこと、記録をつけること、都道府県知事への報告をし、またそれによる指導・助言に従うこと、里親の実子やほかの子どもと差別してはいけないこと、虐待をしてはいけないこと、守秘義務があることなどが明記されている

里親登録の変更について

養育里親又は専門里親が次の場合に至ったときは、次の者が、次の期間内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない(里親制度運営要綱)。

- ア 死亡した場合は、その相続人が、その事実を知った日から30日以内に
- イ 成年被後見人又は被保佐人となった場合は、その後見人又は保佐人が、その日から30日以内に
- ウ 法第34条の20第1項第2号から第4号までに該当するに至った場合は、当該養育里親又は専門里親本人が、その日から30日以内に
- エ 省令第1条の35に規定する里親に該当しなくなった場合は、当該養育里親又は専門里親本人が、その日から30日以内に

- 里親登録時には以下の項目が登録される
変更があった場合には遅滞なく届け出が必要
養育者及び同居人の住所、氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
- 次のいずれかに該当する場合には、登録を削除することができる
ア 里親が行う養育に関する最低基準に違反した場合
イ 都道府県知事から報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
ウ 学校教育法に規定する保護者に準じて受託中の児童を就学させなければならない旨の義務に違反した場合

おわりに

- 子どもたちが、「生まれてよかった」と思えるように
- 子どもたちが、「自分はこの世に必要なんだ」と思えるように
- 子どもたちが、心身ともに健やかに成長できるように

子どもの心の発達 (発達心理学)

認定前研修

発達心理学とは？

- 発達とは＝人が生まれてから死ぬまでにおこる心身の変化のことをいう
「生涯発達」
子どもも大人も変わっていくことができる

でも、子どもの発達は
※特に著しく変化する
※環境の変化を受けやすい

子どもの発達の特徴

- 個人差が大きい
=何かができるようになる時期のちがい
- 個人内の違い=発達の領域ごとのちがい
- 気質の違い=生まれつき活発、慎重、敏感

発達を促進する条件

- 子どもを発達を促すために
- 安心感のある環境
「安全」「大丈夫」
 - 応答的な環境
「自分の行動に、親が応えてくれる」
 - 自己肯定感を持てること
「自分には価値がある大切な存在だ」

子どもの発達段階

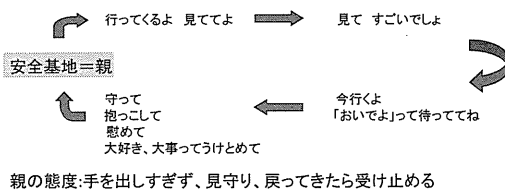
- 新生児期 生まれて0日～4週間
外界の生活に適應する時期
- 乳児期 1歳半頃まで
人としての基本的な特徴が成立
愛着(アタッチメント、特定の人との深い信頼と愛情関係)が形成→他者への信頼

子どもの発達段階②

- 幼児期
幼児期前期=1歳半～3歳ごろ
「自己意識」自分の名前に反応
「おちゃ(ほしい)」など単語から「語い」が増え
「パパ かいしゃ」など単語を並べ「2語文」に表現が広がる
2歳台「魔の2歳」「第1次反抗期」→「自己主張期」
興味関心にすぐ反応し、多動な時期
幼児期後期=3歳～6歳ごろ(就学前)

子どもの発達段階③

- 幼児期前期
- 運動、会話ができる 身辺自立できる 自己主張が始まる
 - 大切なテーマ「大丈夫の感覚」
<安全感の輪>



子どもの発達段階④

- 幼児期後期 3歳ごろ～6歳ごろ
- 体型がすらりとしてくる
 - 三輪車に乗る、遊具で遊ぶなど活発に活動
 - 言葉でのやり取りがかなりできる
 - 昨日、今日、明日など時間の流れがわかる
 - お話を聞くことを楽しむ
 - 友達と一緒に遊びたがる

子どもの発達段階⑤

幼児期後期

ルールがわかる 友達との協同

- ・大切なテーマ「私できるよ！」

<望ましい行動の増やし方>

観察学習:他人がある行動をする

→良い結果(例:褒められる)を得ている事を観察



代理強化:ある行動をして他の人から褒められる



自己強化:自分から褒められる行動をとり、自信を持つ

目指すのは「自分で自分を褒められる」子

子どもの発達段階⑥

児童期 6歳ごろ～12歳ごろ 小学校時代

- ・学習に取り組む能力が育つ

読む、書く、計算する、推論する

- ・学習意欲の差が大きくなる

子どもの発達段階⑦

思春期・青年期(前期) 中学生～高校生時代

- ・二次性徴 →性への関心

- ・「自己意識」の変化

親く友達 →異性

自分の容姿や服装への意識

- ・「第二次反抗期」→自立と依存との葛藤

大切なテーマ「自分探し」 アイデンティティの確立

自己主張

「自分ってなんだろう？」=自分のルーツを知りたいと思うのは自然な気持ち

将来像

心の健康

- ・心の健康の土台としての愛着(アタッチメント)

「特定の少数の人との間に結ばれる心の絆」

「安心感」「安全感」→「何かあっても助けてくれる」

- ・愛着は1歳までの間に発達する

人見知り=知らない人なので警戒する

後追い=大切な人がいなくなったらどうしよう

- ・愛着の発達条件

①楽しい時をたくさん過ごす②子どもの不安をなだめる

特別の配慮を要する子どもの養育

(1)里親委託と特別の配慮を要する子ども

調査によると里親が委託される子どもの約2割は「障害あり」

施設入所児は約4割

子どもが3歳くらいになると、特徴がはっきりする

新生児委託の場合は大きくなってから「障害」がわかるので、どんな子でも育てる覚悟がさらに必要

特別の配慮を要する子どもの養育②

里親は

「障害のある子どもの養育がありうる」

「障害のある子の子育てについて学ぶ必要がある」

ことを理解してください

児童相談所や関係機関も支援します

特別の配慮を要する子どもの養育③

(2) 障害の分類

「障害」とは、慢性的に、身体的機能あるいは心理的機能がうまくはたらかない状態で、そのために日常生活に支障がある場合のこと

- ①身体的障害
- ②知的障害
- ③発達障害
- ④情緒障害(精神障害)

どれか一つではなく、重複もありうる

特別の配慮を要する子どもの養育④

(3) 身体的障害

肢体不自由(脳性まひなど)、感覚障害(弱視や難聴など)

内部障害(心疾患、腎臓病など)

(4) 知的障害

知的能力の発達の遅れ

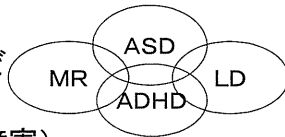
特別の配慮を要する子どもの養育⑤

(5) 発達障害

自閉症スペクトラム障害

多動症(ADHD)

学習障害(LD)など



(6) 情緒障害(精神障害)

虐待による「反応性愛着障害」

愛着が十分形成されていないことにより日常生活に支障

特別の配慮を要する子どもの養育⑥

(7) 「障害」の考え方

- ・診断は医師がつけるもので、自己判断しない
- ・「診断名」よりも、その子の「状態」や「行動」の理解が大切
- ・「診断」を受けることで、医療の支援をはじめ、福祉サービスが受けられるようになることはメリット

ただ

「すべて障害のせい」ではない

子どもは言葉がつかえない時は態度や行動で表現する

虐待を受けた子ども

(1) 虐待を受けた子どもの心理的あるいは行動上の特徴

- ・殴られた子ども達は、とっさによく頭をかばう
- ・虐待の影響で大人が怖く、警戒心・不信感が強い
- ・挑発的で人をいらだたせ、こちらから暴力を引き出すとする傾向がある(虐待的な人間関係の再現)
- ・誰にでもべたべたし、優しい人々に寄っていく
- ・ささいなことで、心がここにあらざる状態になる

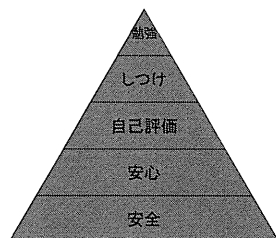
虐待を受けた子ども

(2) 関わり方のポイント

- ・里親家庭は安心できる安全な場所であると実感してもらうことが最優先
- ・心の修復に時間がかかることを理解し、愛着形成と信頼関係を作るのに時間をかける
- ・「あなたは価値のある大切な存在である」というメッセージを繰り返し、自己肯定感を高める
- ・里母にとにかく負担がかかるので周囲が支える

うまくいかない時には①

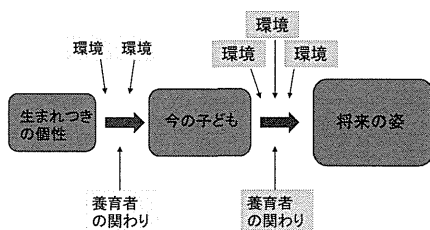
- 育ちの土台
- 土台がしっかりしていないと
→次の課題は積めない



うまくいかない時には②

- うまくいかない時
- ①「里親～里子だから」にばかり注目しない
- ②問題を「はなす」こと。少し問題から距離をとってみる＝「離す」
- 離すためには、「話す」こと
- ～里親仲間や児相職員、里親支援専門相談員
誰かに話してみよう～

子どもの育ちを決めるもの



過去のことは変えられない。“今”から先は変えることができる。でも、思い通りいかないのも子育て

子どもの身体と事故防止 (小児医学・小児保健)

認定前研修

子どもの身体発育

- 里親養育においてはこころへの関心が高い
- 身体発育や身体的健康、栄養など身体の問題も重要
- 里親のもとに来る子どもは身体発育が不良なこと(低身長、やせ)がある
- その改善が、里親家庭での適応や、虐待からの回復を反映することもある

子どもの身体発育②

- 「発育曲線」
体重と身長を記入して判断する
曲線に並行し正常であることを示す範囲にあれば心配はない
- 小児科医や保健師などに、定期的に身体発育をみてもらうことが望ましい

乳幼児健康診査(乳幼児健診)

- 乳児健診(3、4ヶ月健診)
- 1歳6ヶ月健診
- 3歳児健診
- 保健所での集団健診(総合健診)
- 医療機関での個別健診
- 発育・発達の確認、疾病や障害の早期発見、子育て相談を目的としている

予防接種

- 様々な種類があり、改正も多い
- 里親のもとに育つ子どもは予防接種を受けていないこともある
- かかりつけ医などとスケジュールをたて、実施していく
- 現行制度では実親の承諾が必要とされる
- 定期接種ではない場合、里親の費用負担が生じることもある

母子健康手帳(母子手帳)

- 妊娠中の経過や出産の状態、新生児期から小学校に入学するまでの心身の発育、発達経過や、歯科検診を含む乳幼児健診の結果、予防接種などが記録される
- 子育ての相談機関も記載
- 起こりやすい事故や応急処置、小児救急電話相談なども記載
- 医療機関にかかるときは持参する

健康管理

- 委託時に出生時の状況、基礎疾患の有無、既往歴、アレルギーの有無と対応、予防接種の状況について説明を受けておく
- 子どもは感染症に罹りやすく、大人に比べて発熱・咳・下痢・嘔吐などで医療機関を受診する機会も多くなる
- かかりつけ医を決めておくとい
- 乳幼児期は小児科医をかかりつけにするとよい

健康管理②

- 夜間・休日に受診できる医療機関を確認しておく
- 入院するような場合はすぐに児童相談所へ連絡する
- 手術などは実親の承諾が必要となることもあるので、児童相談所と連携する

子ども(特に赤ちゃん)の体調が悪い時には、目を離さない。

栄養管理

- 乳児は、はじめは母乳やミルクで栄養をとる
- 生後5～6ヶ月頃から離乳食を開始する
アレルギーについて事前に勉強しておく
- 徐々に食べ物の固さを増し、種類を増やす
- 1歳3ヶ月から1歳6ヶ月ころまでに、栄養の主な部分はかたちのある食べ物からとる
- ミルクや離乳食、幼児食とその与え方については、乳児院や保健所の栄養士等に説明を受ける
- 委託直後は過食や偏食のこともある。

食べる力を育てる

食事の基本:リズム・バランス・コミュニケーション

健康状態 →	おいしく楽しく上手に食べる	← 食事の自立援助
家庭環境 →		← 食事の介助法
生活リズム →		← 食事環境
親子(人間)関係 →		← 食事の内容

現代の子どもの食事、食習慣の問題点

- 朝食の欠食
- 夜更かし、夜型生活
- 家族と一緒に食べる頻度の減少、孤食
- 食事の洋風化
- 加工食品利用の増加
- テレビなどのメディアの影響
- 噛まずに食べられる食品の増加

乳幼児突然死症候群(SIDS)

- 既往歴やその直前の様子からは予想できない突然死のこと
- 生後6ヶ月未満で起こることが多い
- うつぶせ寝や母親の喫煙などの関係が指摘されている
- 寝返りが出来ない乳児を、睡眠中にうつぶせにさせない
- 寝具周辺に物を置かない

低出生体重児

- 出生時の体重が2,500g未満の場合
- 特に配慮が必要となるのは、出生体重が1,500g未満の極(ごく)低出生体重児、1,000g未満の超低出生体重児
- 身体発育や心理的発達が遅れることがある
- 医療の定期的フォローが必要になることもある
- 1歳まで(あるいは3歳まで)は誕生日ではなく、出産予定日から発育・発達をみていくのが適当

揺さぶられ症候群

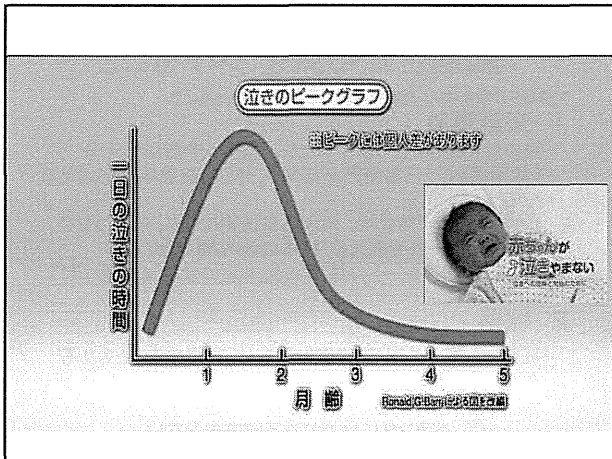
- 赤ちゃんが何をやっても泣きやまず、思わずカッとなって、激しく前後に揺さぶった時に起こる重篤な頭部損傷
 - 一時的に泣き止んだとしても、それは脳震とうを起こしているだけ
 - 赤ちゃんは頭の方が重いので、赤ちゃんを激しく揺さぶることで、脳のまわりの血管や神経がダメージを受ける
- ◆失明 ◆けいれん ◆学習障害 ◆身体障害 ◆死亡

これは虐待となります

赤ちゃんの泣きへの理解

生後2~3か月における乳児の泣きの特徴を知りましょう
 PURPLEとは(Barr et al. *pediatrics*, 2009)
 乳児の泣き方の特徴を、PURPLE(パープル)という英語の頭文字で表現。「パープルクライング」と呼ぶ理由は、親を悩ます乳児の泣き行動を示す英語の文字にあります。

P : PEAK OF CRYING	ピークがある
U : UNEXPECTED	予想できない
R : RESISTS SOOTHING	なだめられない
P : PAIN - LIKE FACE	痛そうな表情
L : LONG LASTING	長く続く
E : EVENING	夕方



赤ちゃんが泣く理由
 ◆おなかがすいた ◆ねむい ◆おしっこ
 ◆うんちがしたい ◆さむい・あつい ◆さみしいよ
 ◆だっこして

でも、覚えておいてください。
 赤ちゃんは理由もなく泣くこともあるのです。
 生後5か月までの間は特によく泣きます。

泣かれるとイライラするのはなぜ？

- ・思っていたよりもよく泣く
- ・考えていたよりも大変
- ・何をしても泣きやんでくれない
- ・自分は悪い親で、間違ったことをしている気がする
- ・疲れてしまって、赤ちゃんを世話できていないことに罪悪感を覚える
- ・親として失格だと思う

怒りを感じて動揺してもいいのです。
 その気持ちにどう対処するのが大切です。
 泣き声からちょっと離れて、自分をいたわってあげてください。

対策

赤ちゃんに泣かれたら、いろいろな方法でなだめてみましょう。

- ・おなかがすいていたり、眠かったり、おむつが汚れていないかを確認する
- ・赤ちゃんを抱いて歩いたり、歌ったりする
- ・お風呂に入れてあげる
- ・散歩やドライブに行く
- ・抱き寄せてスキンシップする

* 何をやっても泣きやまないこともある
 * 安全な所に仰向けに寝かせ、少し泣かせたまま様子を見る
 * 体調が悪いこともあるので、心配であれば、かかりつけの小児科医師に相談する

事故防止

- ・1歳～19歳までの死亡原因の1位
 …「不慮の事故」
- ・事故の中でも1歳～5歳は水の事故が多く、5歳以降は交通事故が多い
- ・家庭で起こりえる事故は工夫して予防する
- ・乳児期…「不慮の窒息」、生後7～8ヶ月頃から1歳半までは「異物誤飲」、歩行できる頃から「転落」「(浴槽での)溺死」

0～1歳までに気をつけること

- 1 不慮の窒息
 鼻口に寝具がかかっているか、嘔吐物がないか
- 2 誤飲 この時期に、圧倒的に多い
 ・生後5か月を過ぎると、何でも口に入れる
 ・対策
 ①小さな物は、手の届かない1m以上の高さに置く
 ②たばこの急性致死量は1/2本～1本
 少しでも口にしてしまった場合は、直ぐに吐かせ受診
 ジュースの缶を灰皿代わりにしない
 ③お菓子が入っていたかわいい缶に、薬を入れない

3 やけど

・熱い飲み物、炊飯器の蒸気、ポット、ホットプレート、ヒーター、アイロン

・対策 ①柵の利用
②鍋、フライパンの柄の向き



4 転倒によるおぼれ、溺死

・0歳～1歳の溺死の8割は、お風呂場で起きている

・要因:子どもは水遊びが大好き
浴槽に浮かぶおもちゃに夢中になり、頭の重みで転倒し、おぼれやすい特徴がある

・対策
①浴槽に残し湯をしない
②お風呂場の入口の戸はしっかり閉める
③どうしても入ってしまうときは鍵をつける

1歳過ぎから気をつけること

交通事故が増えるが、転倒・溺死・窒息もまだまだ起こる

1 交通事故

・目の前にあることに夢中になり、危険の予測が不十分
・3歳過ぎると、行動範囲が広がり、さらに交通事故が増える

・対策

- ① 道路を歩く時には、大人は車道側になり、手をつなぐ
- ② 交通ルールを教える(絵本の読み聞かせ)
- ③ チャイルドシートの着用(6歳未満の幼児は義務づけ)

2 転落

・転落した高さにより重症度は異なり、死亡することもある

・対策 ① 柵の利用
② ドアストッパーの利用
③ ベランダに足場になる物を置かない

事故の起きやすい時

- 1 雨の日
- 2 疲れがたまっている時
- 3 来客中
- 4 携帯電話の操作中
- 5 テレビ鑑賞中



☆事故予防は効果があります。

里親養育の基本 (里親養育論③)

認定前研修

里親登録からの流れ

里親登録

- ↓
- ①マッチング:児童相談所内で組み合わせを検討
 - ↓
 - ②打診:児童相談所から打診がある
 - ↓
 - ③面会交流:面会、外出、外泊
 - ↓
 - ④委託
 - ↓
 - ⑤委託解除

①マッチング

児童相談所が、里親委託が適当であると判断した子どもについて、適切な里親との組み合わせを検討する

(1)子どもの状況

- ・年齢
- ・委託する理由
- ・子どもの状態・背景
(生育歴、発達、障害、性格行動面の特徴など)
- ・必要な委託期間
- ・家族の状況や意向
- ・実親や親族との交流
- ・年齢に応じ、子ども本人の意向

